

〒306-02××

古河市〇〇××-××

古河 太郎 様

（古河 花子 様分）

古河市長 宛て

請求書を記入した日付を書
いてください。

請求日 年 月 日

認定保護者の名前・続柄・生年月日・住所を
確認して、必ず押印してください。

※ 認定保護者を「父から母」または「母から
父」に変更をご希望の場合は、別紙と一緒に
提出してください。

請求書（償還払い用）

附属幼稚園及び特別支援学校幼稚部の施設等利用費

つき、施設等利用費の給付について、次のとおり請求しますので、
していること及び利用料の支

日中連絡がとれる番号を
記入してください。

1 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	コガ タロウ	認定 子ども との 続柄	父	生 年 月 日	平成 2年 4月 3
氏 名	古河 太郎	古河		現 住 所	古河市〇〇××-××
				電話番号	090-××××-△△△△

※自署の場合は、押印不要

2 認定子ども

フリガナ	コガ ハナコ	生 年 月 日	平成30年 4月 2日
氏 名	古河 花子		

3 初めての請求の場合又は次の「前回の振込口座」に変更がある場合は、償還払いの振込先を記入してください。

※ 本請求書の「施設等利用給付認定保護者（請求者）」と次の「前回の振込口座」の名義人が異なる場合は改めて記入してく
ださい。

（①又は②のどちらか一方に記入）（※1）

① 金融機関名（ゆうちょ銀行以外）	預 金 種 目	☒ 普通 ☐ 当座
〇〇 銀行・信 古河 支店	口 座 番 号	1 2 3 4 5 6 7
農協・信用金 出張所	口座名義（カタ）	コガ タロウ

※原簿に振込先は請求者名義の口座です。

② ゆうちょ銀行	口座名義（カタ）	
通帳記号	1	

初めてのご請求、または下欄に印字の口座の変更をしたい場合
には、希望する振込口座を①または②に記入してください。

※ 認定保護者と口座名義が異なる場合は委任状の提出が必要です。

※1 請求者と口座名義が異なる振込先

前回の振込口座

2 回目以降のご請求時には前回の振込口座が印字されて います。同じ口座を希望される場合は①又は②の記入は不 要です。※ 認定保護者と口座名義が異なる場合は委任状 の提出が毎回必要です。	種 目	☒ 普通 ☐ 当座
	1 2 3 4 * * * *	
	義（カタ）	コガ タロウ

4 請求額

（※2 「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書」にて古河市で請求額を確認
します。）

※2

金額や利用日数等を確認後、古河市で記入します。空欄のまま提出してください。
実際の支払額と異なる金額を記入した場合、訂正に時間を要する場合があります。
※訂正印や修正液等を使用の場合は請求書が無効となります。再度印刷いたしますの
で、保育課にご連絡ください。

(裏)

5 今回の請求に添付する「特定子ども・子育て支援提供証明書」の利用月（「年」については、**幼稚園保育料の支払時期にシ点をつけてください。**）

①	施設名	幼稚園	添付する 領収書及び 提供証明書の月	令和5]年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		令和6]年		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
②	施設名	幼稚園	添付する 領収書及び 提供証明書の月	令和	年月に○を付けてください。）											
		令和		年月に○を付けてください。）												

①、②に書き切れない数の施設を利用した場合は、余

一緒に提出する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」・「特定子ども・子育て支援提供証明書」に記載されている利用年を記入、利用月に○をつけてください。

6 入園した年度分について初めて請求する場合、又は入園料が分割払いの場合（入園料の支払額の方の領収書等を添付してください。分割払いの場合又は未提出の入園料の領収書等がある場合は添付してください。※3）

※3 「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」に入園料の記載がある場合は、別途の領収書等の添付は不要です。

①	施設名	幼稚園	入園	入園料の額	入園年月	退園年月	年度途中で退園の場合に記入
		60,000円		令和6年8月	年 月		
②	施設名	幼稚園	入園	入園料の額	入園年月	退園年月	年度途中で退園
		60,000円		令和6年8月	年 月		

「添付する領収書及び提供証明書の月」が属する年度に入園料の支払いがある場合（入園した年度分の請求をおこなう場合）、記入と入園料の領収書等を添付してください。

7 今後の請求

回答内容	該当する場合は○
今回請求分以前の利用料等について、未請求分（請求漏れ等）はありません。	

「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書」を御添付願います。（原則、原本提出）

また、
なお、
ますこと
【参考】次の
※ 年度途中
※ 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定します（10円未満の端数切捨て）。
※ 月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、月途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数とします。
（月額上限額：25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円）
※ 預かり保育事業を利用している場合は、預かり保育とその他の事業（認可外保育施設・一時預かり・病児保育・子育て援助活動支援事業）とを合算して請求することは原則できませんが、次の場合のみ合算して請求することが可能です。
「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。
※ 預かり保育の場合の月額上限額は、第2号認定の場合は11,300円、第3号認定の場合は16,300円となります。第1号認定の場合は、預かり保育料は本請求の対象とはなりません。
（月単位で、実際に支払った金額と@450円×利用日数とを比較して、少ない方の額が決定額になります。）
※ 第2号認定とは当該年度4月1日付けで3歳に到達している子どもで保護者の就労等により自治体から保育相当の認定を受けている場合を、第3号認定とは当該年度4月1日付けで3歳未満の子どもで保護者の就労等により自治体から保育相当の認定を受けている場合をいいます。なお、第2号又は第3号認定を受けていない場合は、第1号認定となります。（発行している「施設等利用給付認定通知書」にて確認してください。）